



《会計・税務の知識》 税務署の情報収集力(法定調書 [2])

はじめに

前回、税務署の情報収集方法として、支払調書、源泉徴収票などの概要を紹介しました。今回は法定調書のうち、平成30年から新しい支払調書制度が始まる生命保険契約に関するものをみていきたいと思います。

1. 生命保険契約金に関する支払調書

所得税法や相続税法の規定に基づき提出される生命保険契約に関する法定調書には下記のものがあります。

- ① 生命保険契約等の一時金の支払調書
- ② 生命保険契約等の年金の支払調書
- ③ 生命保険金・共済金受取人別支払調書

このうち、①③については、1回の支払金額が100万円を超える死亡保険金、満期保険金、解約返戻金等が支払われた場合に、②については、年間20万円を超える年金給付金が支払われた場合に各保険会社から税務署に支払調書が提出されます。

2. 保険契約の名義変更

ところが、生命保険契約の名義を変更した場合には、納税者自らが申告するか税務調査などで発見されない限り事実が正しく把握できないという問題が生じていました。保険契約の名義変更に関して2つのケースを見ていきます。

<死亡による契約者変更の場合>

生命保険の契約者(保険料負担者)が死亡したことにより名義を夫から妻へ変更した場合、これまで夫が支払った保険料を妻が支払うこととなります。本来、夫が支払った保険料に相当する解約返戻金相当額については、生命保険契約に関する権利として相続税が課税されますが、申告が漏れている場合があります。

<法人契約から個人契約に変更した場合>

生命保険金について所得税が課される場合に、所得金額の計算上控除できるのは、原則としてその生命保険契約金の受取人本人が払い込んだ保険料に限られますが、法人が契約した生命保険契約を、個人名義に変更した後、その個人に対して保険金が支払われた場合に、所得金額の計算上控除できない旧契約者(法人)の払込保険料を控除し

て申告するなど適正な所得税の申告が行われていないケースがありました。

税務署も現行の法定調書では、上記のような事態を適切に把握することができません。これらに対応するため、保険に関する調書について見直しが行われるようになりました。

3. 保険に関する調書の見直し

(1) 死亡による契約者変更の場合の調書

生命保険契約等について死亡による契約者変更があった場合には、変更前後の契約者の氏名・住所、変更前の契約者が死亡した日及び解約返戻金相当額、変更前の契約者が払い込んだ保険料の金額などを記載した調書をその変更の効力が生じた日の属する年の翌年1月31日までに税務署長に提出しなければならないことになりました。ただし、解約返戻金相当額が100万円以下の場合など一定の場合には提出されません。

(2) 保険金等の支払調書の記載事項の追加

生命保険契約等の支払調書について、保険契約の契約者変更があった場合には、変更前の契約者の氏名・住所、保険金等の支払時の契約者の払込保険料、契約者の変更が行われた回数などを記載することになりました。

4. 適用関係

上記(1)は、保険会社等の営業所等が生命保険契約又は損害保険契約の契約者が死亡したことに伴い契約者の手続きを行うことにより、平成30年1月1日以後に変更の効力が生ずる場合について適用されます。

上記(2)は、保険会社等の営業所等が契約者の変更の手続きを行うことにより、平成30年1月1日以後にその契約者の変更の効力が生じる場合について適用されます。

おわりに

生命保険は相続対策、節税対策として非常に有効ですが、税務署も課税漏れがないように情報収集には余念がないようです。次回も法定調書について具体的に見ていきたいと思います。

(担当：齋藤)